

## 第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）に至る経緯

## 平成15年 7月 知事が「愛知の教育を考える懇談会」設置

構成員等：松尾稔座長（元名古屋大学総長）始め有識者25名  
 ※「子どものこころ」部会、「社会を支える人づくり」部会を設置  
 事務局：企画振興部企画課

16年 3月～ 県教育委員会内に「教育新生検討会議」を設置し具体的な取組を検討

17年 2月 「愛知の教育を考える懇談会」最終報告  
 ※愛知の教育新生の取組方向と、それに沿った主要な取組を提言

18年12月 【国】改正教育基本法の制定  
 ※地方公共団体における教育振興基本計画の策定が努力義務に

19年 4月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプラン」策定  
 計画期間：19～22年度（4年間）

20年7月 【国】第1期「教育振興基本計画」閣議決定  
 計画期間：20～24年度

## 22年3月 県教育委員会が「愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議」設置

構成員等：中野靖彦座長（愛知淑徳大学教授）始め有識者11名  
 ※専門部会を2部会設置  
 事務局：教育委員会総務課教育企画室

23年 6月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」策定  
 計画期間：23～27年度（5年間）

## 平成24年 5月 知事が「教育懇談会」設置

構成員：愛知教育大学学長始め有識者6名  
 活動状況：教育・人材育成を取り巻く主要テーマについて、知事が幅広く意見を聴く場として開催。  
 24年度4回、25年度3回、26年度3回

25年 6月 【国】第2期「教育振興基本計画」閣議決定  
 計画期間：25～29年度

26年 6月 【国】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」成立・公布（27年4月施行）  
 ※首長が総合教育会議を設置、教育に関する「大綱」を策定 等

27年 4月 第1回愛知県総合教育会議開催（設置：知事、構成員：知事・教委）  
 ※教育に関する「大綱」の策定の方向性について協議

- 本県の教育に関する根本となる「大綱」と次期「教育振興基本計画」を、整合性のとれたものとしていく。
- このため、次期「教育振興基本計画」を知事部局と教育委員会が連携して策定する中で、総合教育会議において、次期「教育振興基本計画」の目標や基本的な方針の部分を議論し、大綱を策定する。

## ≪「大綱」と「教育振興基本計画」の法律上の位置付け≫

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	教育基本法（平成18年法律第120号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務